

事故発生の防止のための指針

1. 施設における介護・看護（医療）事故の防止に関する基本的考え方

社会福祉法人清徳会は、職員が安全でかつ適切に質の高い介護・看護を提供できるよう介護・看護（医療）事故（以下「事故」という。）の発生またはその再発防止に努め、事故防止体制を確立し事故が発生した場合には、すみやかに適切な対応が行われるよう全職員自己研鑽と訓練に取り組み、事故を未然に防ぐことができるよう予見知識の習得に努め利用者が安全で安心して快適な生活ができるよう努める。

2. 事故の防止のための委員会その他施設内の組織に関する事項

事故発生の防止に取り組むにあたり、個々の施設において事故の防止のための「事故防止検討委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

（1）設置の目的

施設内での事故を未然に防止し、安全かつ適切で質の高いサービスを提供する体制を整備する。万一事故が発生した場合は、その後の経過対応が速やかに行われ、入居者・利用者に最善の対応を提供できるよう努めることを目的とする。

（2）委員会の構成員

委員会の構成は管理者や主任等各施設で個々に選任する。必要に応じ関係職員等を招集することができる。なお、事故発生防止等の措置を適切に実施するための専任の担当者を設置し、当該担当者は委員会の長とする。

また、施設外の第三者の立場にある者を「第三者委員」として任命し、各施設を定期的に巡回し事故等の状況や報告を受け事故防止の取組み等が円滑に行われているか確認し助言を受ける。

（3）委員会の開催

委員会は定期的に行われ、事故発生の未然防止、再発防止等の検討を行う。また、状況に応じて随時、会議を開催する。

（4）委員会は次のことを行う。

- ①事故発生時の対応に関すること。
- ②事故等ひやりハット報告、事故報告の分析及び改善策の検討等に関すること。
- ③事故防止の改善策及びその周知徹底に関すること。
- ④事故防止マニュアル・事故（ヒヤリハット）報告書等の整備に関すること。
- ⑤事故防止のための職員研修に関すること。

3. 介護事故防止のための職員研修に関する基本方針

事故防止の基本的知識及び安全管理の徹底を図るため、委員会が中心となり関係委員会と協力し事故防止に関する職員への教育・研修を採用時に行うとともに、全職員が年2回以上研修を受講する。なお、研修については、各施設協力して実施することも可能である。

4. 事故発生または発生しそうになった・事故に結び付く可能性がある等の対応及び対策 についての方針

各施設の介護マニュアルにより適切な対応及び対策を行う。

- (1) 事故報告等は遅滞なく報告し各部署で情報の共有を図る。
- (2) 報告した職員等に対し責任を問うものではなく、防止のための前向きな取組を行うものである。
- (3) 収集した情報は、委員会で分析・評価する。分析については、ハード面、ソフト面、環境面、人的面などから要因を洗い出し再発防止につなげる。評価等は、定期的におこなう。
- (4) 改善策の周知は、各部署に情報提供を行い委員は、発生原因、傾向等をまとめ今後
に活かす。

5. 介護事故等発生時の対応に関する方針

各施設の介護マニュアルに基づき対応し、内容は随時、更新する。

- (1) 事故が発生した際には、職員の連携のもとに救急処置に全力を尽くすとともに、身体
の保護・安全確保に努める。
- (2) 事故報告
 - ①関係者は、速やかに施設長等に報告する。
 - ②報告は、所定の報告書を使用し行う。ただし、緊急を要する場合は、直ちに口頭
で報告し、事後報告書を作成する。
 - ④重大な事故（疑いも含む。）については、速やかに委員会を開催し分析する。
※重大な事故とは、死亡及び重症案件（入院期間が1月を超えると見込まれる
もの）
- (3) 利用者、家族等への対応
職員等の過失の有無に関わらず、誠実な対応を行うことを第一に心掛け事故の状
況、処置等については必ず記録し説明する。なお、必要に応じて、居宅介護支援事
業所等の関係機関に連絡し対応する。
- (4) 損害賠償
事故による損害が発生している場合は、施設の賠償責任の有無について誠意をも
って利用者、家族等に説明し、事故の状況により賠償等の責任が生じた場合は、加
入している損害賠償保険で対応する。

6. 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

入所者等は、いつでも本指針を閲覧することができる。また、当法人のホームペー
ジにおいて、いつでも閲覧が可能な状態とする。

7. 介護事故等発生時における県及び市町村への報告に関する手順

事故の報告を速やかに行う。状況に応じて、消防署・警察に報告する。

※県及び市等への報告は所定の用紙を使用する。

附則

この指針は、平成30年4月1日より施行する。

附則

この指針は、令和4年1月1日より施行する。